

平成30年第11回海津市教育委員会議事録

平成30年9月12日（水）午後1時30分より第11回海津市教育委員会が海津市役所西館 2階 2-3会議室に招集され、会議を開催した。

会議の次第は次のとおりである。

1 本日の協議事項

(1) 議事録の承認

(2) 教育長の報告

(3) 継続協議事項

議案第86号 （平成28年）海津市内の園・小中学校の適正配置について

議案第67号 海津市教育委員会点検評価報告書について

(4) 協議事項

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

議案第73号 平成30年度 全国学力・学習状況調査の海津市の結果分析について

議案第74号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第75号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第76号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(5) 追加日程

議案第77号 海津市利用者負担額寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規程の制定について

2 その他

(1) 教育委員会後援事業8・9月申請分について

(2) 海津市教育委員会研修について

3 本日の会議に出席した教育長及び教育委員は次のとおりである。

中 野 昇 ・ 伊 藤 亮 一 ・ 森 圭 子 ・ 大 橋 利 ・
大 津 由 佳

4 本日の会議に欠席した委員は次のとおりである。

な し

5 本日の会議に説明者として出席した者は次のとおりである。

事務局長 伊 藤 一 人
教育総務課長 大 橋 隆 幸 学校教育課長 日 比 光 治
こども課長 渡 辺 昌 代 社会教育課長 大 倉 光 好
図書館長兼歴史民俗資料館長 伊 藤 明
スポーツ課高校総体担当課長 後 藤 政 樹
学校給食センター所長 金 森 健 吉

6 本日の会議に書記として出席した者は次のとおりである。

教育総務課係長 池 戸 ゆ り

発言者	内 容
教育長	平成30年第11回海津市教育委員会の開催を午後1時30分に宣言する。 （1）前回の議事録について承認を問う。
全委員	よろしい。
教育長	（2）教育長の報告を行う。 質疑を問う。
大津委員	先日の台風の影響で自治会の方が通学路等点検をされ、カーブミラーの角度がずれていたりしたが、そういった報告はどこにすればいいのか。
教育総務課長	教育委員会としては、台風の後の点検はしていないが、カーブミラーについては建設課が対応となる。
学校教育課長	学校教育課としては、各学校に学校の施設設備について点検をしてもらった。
大津委員	通学路で気付いた点があれば自治会にいうのか。
教育長	通学路であれば学校へお願いしたい。
大津委員	わかりました。
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 （3）継続協議事項 議案第86号（平成28年）海津市内の園小中学校の適正配置について説明を求める。
教育総務課長	適正配置については、前回の教育委員会でも今後の方針を示させていただき、8月10日の検討委員会では承認をいただいたことを報告する。 （資料1について内容の説明）

発言者	内 容
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 継続協議事項 議案第 8 6 号（平成 2 8 年）海津市内の園・小中学校の適正配置について承認を求める
全委員	よろしい。
教育長	継続協議事項 議案第 6 7 号 海津市教育委員会点検評価報告書について説明を求める。
教育総務課長	前回の教育委員会で、指摘いただいたところを修正した。 これで了解を得れば、次回の教育委員会で岐阜大学の岩田先生に評価をいただく。
教育長	修正された箇所について、ページを区切って意見等伺う。 1 から 1 0 ページまでを伺う。
全委員	よろしい。
教育長	1 1 から 2 0 ページまでを伺う。
森委員	1 5 ページの課題②の「トイレの様式化」を「トイレの洋式化」に修正されたい。
教育総務課長	修正する。
教育長	2 1 から 3 3 ページまでを伺う。
全委員	よろしい。
教育長	3 4 から 3 8 ページまで伺う。
全委員	よろしい。
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 修正したものを岩田先生に提出し、次回の教育委員会に評価をいただくこととする。 継続協議事項 議案第 6 7 号 海津市教育委員会点検評価報告書について、継続協議としてよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	（４）協議事項 議案第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて 説明を求める。
学校教育課長	（いずれも指定校変更の承認について説明）
教育長	質疑を問う。

発言者	内 容
伊藤委員	送迎はどうしているのか。
学校教育課長	保護者が責任をもって行うことになっている。
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて 承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第73号 平成30年度 全国学力・学習状況調査の海津市の結果分析について説明を求める。
学校教育課長	今回の全国学力・学習状況調査について、小中ともに国語A、国語B、算数（数学）A、算数（数学）B、理科の実施がなされた。 小学校については、国語A・B、理科は全国の正答率と同程度であり、算数A・Bは全国の正答率をやや下回っていると解釈している。 その中身の小学校の国語Aは、全国や県と同様な傾向がみられるが正答率が低かったものとして、「主述の関係などに注意して文を書く」「敬語を適切に使う」「配当漢字を正しく書く」等の課題が見受けられた。よって、主述の関係など注意して推敲する力をつける必要を重視していくことと、敬語・漢字など理解し、正しく使い分ける力を普段から指導していく必要があると考えている。 国語Bについても全国同様の傾向がみられるが、「自分の意見と比べるなどしてまとめる」「目的や意図に応じ、内容の中心を明確に書く」といったことに、やや課題があると捉えている。 算数Aについては、全国平均をやや下回っている。特に課題があったものとして、「小数の除法」「180度より大きい角度を求めること」「円周率の意味理解」「百分率を求めること」が挙げられる。指導方法として、正しく計算するだけでなく、式に当てはまる場面も選ぶといった学習活動をしていく必要があると考えている。 算数Bについても全国平均をやや下回っている。「条件に合う時間を判断すること」「数量を関連付け根拠を明確にすること」に課題があると捉えている。指導方法として、事象を表やグラフを用いて考察したり、表現したりするなどすることを重視し、考えを記述する授業改善を継続する必要があると考えている。 理科については、全国や県と同様の傾向がみられる。正答率が低か

発言者	内 容
	ったものとして、「実験結果をもとに分析して考察すること」「物を溶かしても重さは変わらない」ということに課題があった。普段から結論を記述するようにし、根拠を明確にした論理的な思考を育成することが大事ではないかと考える。 続いて中学校について、国語Aについては、全国の正答率をやや下回っている。国語B、数学A・B、は全国の正答率と同程度である。 その中身の国語Aは、「漢字を正しく書く」「適切な構成を考えた文を書く」等課題が見受けられた。漢字を読めるが書けない状態にある生徒が多いので、普段から正しく書くよう指導していく必要がある。また、主語を明らかにして話したり、記述したりするなど構成を考えることを指導していく必要がある。 国語Bについては、「内容を整理して書く」「あらすじを捉えて書く」いずれも根拠を明確にして書く力をつける必要があると考える。 数学Aについては、全国の正答率と同程度であるが、全体的に全国の正答率よりも上回っている。正答率を上回っている問題は、「式の変形の理解」「等式の性質の使い方の理解」「錐体の体積が3分の1であることの理解」「角の和の関係の理解」である。全国でも同様であるが、関数の領域（一次関数）の問題での正答率が、中2時の学習の復習をする必要がある。 数学Bについては、全国と正答率が同程度である。全国ではプラスではあるけれど、その中で正答率が低かったものは、「構想を立てて説明すること」「新たな事柄を見いだし説明すること」が総体的に低いと考えられる。数学的に説明する力は弱いので、説明する場面を設定していくことが必要である。 理科については、全国の正答率と同程度である。正答率が低い問題として、「特定の質量パーセント濃度のものを指摘すること」「実験を計画する際に変えない条件を指摘すること」等が課題があると捉えている。調査そのものの傾向が、知識・技能を活用することができるかどうかをみる出題が多かったが、日常生活の事象に置き換えたり、関連付けたりする学習のまとめを継続していく必要があると考えている。 小・中共通していえることは、A問題（主として知識）と比べB（主として活用）の方が正答率が低い傾向がある。 無回答率の高い問題ほど正答率も全国平均に比べ低くなっており、

発言者	内 容
	個人差が大きくなってきていることが予想される。 最後に生活習慣や学習環境等に関する調査について、質問に対して①当てはまる②どちらかといえば当てはまると回答したものを合計したものを全国平均と比較し、平均より高い質問、低い質問についてまとめた。 質問の回答を見ると、小中学校とも「自分で計画を立てて勉強したり授業の予習・復習をしている」という児童・生徒が多いことから、家庭学習が身に付いている傾向が伺える。 また、「自分にはよいところがあると思うか。」の問いには、全国平均より低いとなっている。自己肯定感が低い児童・生徒の割合が高いと伺える。 各学校の校長先生も学校経営のポイントの一つとして挙げられることがあるが、今後の海津市としての課題ではないかと考えられる。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第73号 平成30年度 全国学力・学習状況調査の海津市の結果分析について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第74号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求める。
こども課長	提案理由として、国の「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴って、当市の条例の一部を改正するもの。 新旧対照表については、第8条、支給認定証、教育・保育給付の認定事由、支給認定区分、保育の必要量、認定期間等が記載されている条文について、子ども・子育て支援法施行規則において支給認定証の任意交付化に係る改正が行われたので改正するもの。しかし、当市では保護者の方には、引き続きすべての方に交付していく予定である。 第15条は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正により、条ずれが生じており改正するもの。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第74号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。

発言者	内 容
教育長	協議事項 議案第 7 5 号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求める。
こども課長	提案理由として、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、今年 4 月 2 7 日に公布施行された。それをうけて当市の条例の一部を改正するもの。 この条例は、子ども・子育て関連 3 法において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の 4 事業について、法に市町村認可事業として位置づけられ、事業を認可する際の基準となるものである。現在のところ、当市が認可している事業はない。 今回の基準省令の改正は、「平成 2 9 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日閣議決定）に基づき行われた。 新旧対照表については、第 6 条に、保育所等との連携で、「代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和」についての 2 項を追加。 第 1 6 条第 2 項では、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大のため、1 号を追加。 附則第 2 条では、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間を、施行日から 1 0 年を経過する日までに延長するため 1 項を追加。 その他、関連する事項の改正を行うもの。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第 7 5 号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第 7 6 号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求める。
こども課長	提案理由として、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正が、今年の 4 月 1 日に施行されたことにより、当市の条例も国の基準にあわせるため、一部を改正するもの。 新旧対照表については、第 1 0 条第 3 項の放課後児童支援員の要件

発言者	内 容
	について、第４号を学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令（第１０条第３項第４号）において、「教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者」に改正されている。当市も同様に改正するもの。 また、第１０号は、「平成２９年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成２９年１２月２６日閣議決定）において、放課後児童支援員の基礎資格等について、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成２９年度中に省令を改正する」こととされたことを受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に「５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」が追加されたので、当市においても追加するもの。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第７６号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	追加日程 議案第７７号 海津市利用者負担額寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規程の制定について説明を求める。
こども課長	提案理由として、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が平成３０年９月１日より施行され、未婚のひとり親に係る寡婦控除のみなし適用の特例が設けられたので、本市においても「海津市利用者負担額寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規程」を新たに制定するもの。 これは、婚姻によらないで母又は父となった支給認定保護者（以下「未婚寡婦等」という。）に対して、税制度の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなし、園の保育料の算定をするもので、税制上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親では、各種福祉サービスの負担金額に差があり、未婚母に不利な取扱になっている現状がある。 対象者は第３条にあるように、①婚姻によらないで母又は父となった支給認定保護者（以下「未婚寡婦等」という。）であり、海津市に

発言者	内 容
	居住していること。②保育料の算定基準となる年度の前年の１２月３１日において未婚寡婦等であること。③基準日において生計を一にする２０歳未満の子（総所得金額等が３８万円以下で、他の者の扶養親族となっていない子に限る。）がいること。④事実上の婚姻関係にないこと。 その他、申請手続きや、認定、期間、申請様式等を定めるもの。保育料算定の基準となる課税年度の切替日が、９月１日であるため、９月１日から適用し、この９月分の保育料より適用するものである。 現在わかっている対象者は、２名で、５名ほどになるのではないかと考えている。
教育長	質疑を問う。
大津委員	対象者に案内をするのか。
こども課長	現在、園に通っている一人親世帯に案内をする。
大津委員	わかりました。
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 追加日程 議案第７７号 海津市利用者負担額寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規程の制定について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	その他 （１）教育委員会後援事業８・９月申請分について説明を求める。
学校教育課長	５件について申請があり、４件については専決承認したことを報告する。後の１件については、株式会社ということで、資料のとおり協議願いたい。
教育長	質疑を問う。
伊藤委員	株式会社である以上営利目的につながるのではないか。
森委員	ＮＰＯ法人やボランティア団体とは違う。
教育長	今回は、不承認ということでよいか。
全委員	よろしい。
教育長	その他 （２）海津市教育委員会研修について説明を求める。
教育総務課長	今年度の市内研修の案を作成した。午前中に研修を行い、午後は教育委員会を予定している。
教育長	行程について、これでよいか。
全委員	よろしい。

発言者	内 容
教育長	以上、本日の協議事項をすべて終了しましたので閉会する。
	【午後 2 時 4 5 分に終了】